

公益財団法人公益法人協会 第8回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成24年6月27日(水) 14時～15時55分
- 2 開催された場所 学士会館 301号室
- 3 評議員総数及び定足数

総数 29名、定足数 15名

- 4 出席評議員数 18名

(本人出席) 今井 渉、今村泰弘、上野 宏、大貫正男、四戸靖郷、桐原保法、黒田かをり、佐藤孝安、渋谷雅英、菅谷良昭、高橋陽子、鶴見和雄、西山雄治、原田洋一、巻島一郎、宮崎幸雄、矢内 顯、山岡義典

注) 今井評議員は第2号議案の説明中に着席した。

(欠 席) 伊藤道雄、入山 映、大西健丞、木原啓吉、田中弥生、茶野順子、中野佳代子、野村 萬、深尾昌峰、松原 明、恵小百合

(監事出席) 中田ちず子

(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、土肥寿員常務理事、宮川守久理事

- 5 議 案

決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

第2号議案『平成23年度事業報告並びに同附属明細書の承認』の件

第3号議案『平成23年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書の承認』の件

報告事項

① 第17回理事会の決議事項等について

② 平成24年度新規事業の進捗状況

③ 行政庁の動向及び認定・認可答申の状況

④ 内閣府委託相談会の実施状況

⑤ 会員向け『役員賠償責任保険団体制度』の加入状況

⑥ 職務執行の状況

⑦ 役員等候補選出委員会の決議について

- 6 議事の経過及びその結果

- (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数29名中15名が出席していること(第1号議案説明前に2名、第2号議案説明中に1名がそれぞれ着席し、最終出席者数は18名)、したがって開催要件の過半数である定足数を充足していることを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

続いて太田理事長から、4月15日に逝去した山本正理事が我が国の民間国際交流とフィランソロピー分野に残した大きな業績を偲び、出席者全員で黙祷を捧げた。

- (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、山岡評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

(決議事項)

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、佐藤孝安、原田洋一の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『平成23年度事業報告並びに同附属明細書の承認』の件

第3号議案『平成23年計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書の承認』の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに、理事長より第2号議案の事業報告及び附属明細書案につき、東日本大震災への対応の概要、続いて平成23年度事業計画において策定した基本方針に基づき、次のとおり説明が行われた。

<東日本大震災への対応>

大震災発生直後に急きょ設置した「救援基金」は2,417万円余を集め、全額を4月から10月まで4回に分けて被災地の43団体50件に配分した。また、11月30日には米国インディペンデント・セクターのD・アヴィヴ理事長、ヤマトホールディングス株式会社の木川代表取締役社長や被災地の首長・市民団体らを招き、シンポジウム2011「自然災害と市民社会組織の役割」を、その翌日にはワークショップ「日米CSOの現状と課題」を開催した。

<基本方針1>「円滑な移行支援、新規設立支援に向けて一層の活動を行う。特に、より柔軟かつ迅速な審査方針を求め内閣府との接触を密にする一方、可能な限り地方行政庁への働きかけも強化する」

平成24年4月1日は法務局が休業する日曜日に当たることから、23年4月、法人が負担する一日分の分ち決算を回避することを目的とした「特例民法法人の移行登記に関する特例扱いの要望」を法務省民事局長へ提出した。以降行った折衝が実り、一定要件の下に同日法務局が開庁するなどされ、5,000件を超える移行登記申請が受理されることとなり、多数の法人が4月1日移行を果たした(「報告事項」3参照)。移行法人への大きな支援になったと考えている。

<基本方針2>「特定非営利活動法人法・税制見直しの動きを注視しつつ、公益法人法制・税制・会計の見直しを検討する」

本年4月に施行された改正NPO法人法は、認定要件の緩和、仮認定・条例指定制度、情報公開の推進など現公益法人法制より進んだ面もみられる。堀田理事を座長とする「非営利法人法研究会」ではこの3月、公益法人認定法の改正を主要内容とする「公益法人制度改正の再要望(案)」を取りまとめたが、これは24年度に要望活動を行うための土台となる研究である。

<基本方針3>「アドボカシーの手法についても、より効果的な方策を検討する」

23年度は4月から、公益法人等に対する個人寄附金の税額控除措置を含む23年の税制改正法の早期国会成立、震災関連寄附金の指定寄附金に公益法人を含めること、24年度税制改正に向けた要望など関係方面への要望活動を精力的に行った。しかし、当初企図したより多くの公益法人と協働して要望活動の場において行動するという点では、依然公益法人協会のみが前面に出るという結果になり、今後の課題として残された。

<基本方針4>「寄附文化の醸成に向けて、広報活動を強化する」

新たな寄附金制度の周知を図るため、説明会をたびたび開催するとともに、税制改正要望に係る緊急アンケートを11月に実施、税額控除制度に係る課題を明らかにした。また、東日本大震災をきっかけに、改めて寄附文化の醸成について考える機会を得たと言えるのではないかと。

その他、個別事業において特筆すべき点は次のとおりである。

[普及啓蒙事業(公益目的事業Ⅰ)]

東日本大震災救援基金の募金と助成金の配分、シンポジウム等の開催については前出のとおりであるが、国内連携では、野田首相主催の「新しい公共」推進会議へ理事長が出席した。また、海外連携では、当協会の活動が認知されていくにつれて海外から招待を受けることが多くなり、理事長又は調査部の職員が北欧や北米、アフリカで開催される国際会議に出席しているが、いつも思うのは、当協会が日本のCSOを代表するレジティマシー(正当性)があるだろうかということ。この辺りは今後、非営利セクターを構成する特活法人など他のサブセクターの関係団体に出席を依頼するなど改めて検討したい。その他、信託協会の協力を得て、生涯に公益信託を13基金設置した、今井保太郎氏の没後10年を機会に、その業績を掲載した記念誌を発行、関係先に配布した。

[支援・能力開発事業(公益目的事業Ⅱ)]

小規模公益法人認定申請支援事業として、小規模法人の認定申請を無料でサポートするプログラムを開始した。移行期間の終了は確実に迫っているが、移行するためにどこから手を付けてよいか分からない法人は少なくない。23年度は手始めに、被災地三県や大阪などで支援を行った。

[調査研究・提言事業(公益目的事業Ⅲ)]

非営利法人法研究会を10回開催、公益法人制度の問題点を議論し改正要望の原案がまとまった。民間版パブリックコメントを経て、7月には要望書を提出することとなる。前述の税制改正要望や特例民法法人の移行登記日に関する特例扱いの要望のほか、一般法人が行う奨学生育英事業等に係る貸金業法改正に関する要望を行い、成果を挙げることができた。

[管理部門]

公益法人制度改革関連三法の成立を契機に、ここ数年増加する一方だった会員

数が減少に転じ、23年度は50件のマイナスとなった。特に一般法人に移行した団体の退会が目立つので、今後は一般法人に対するアピール、引止め策の確立が急務である。

また、「事業報告の内容を補足する重要な事項」については、本文ですべて詳細に説明をしているので作成しない旨の報告があった。

続いて、金沢専務理事より次のとおり第3号議案の説明があった。

平成23年度の経常増減額はマイナス488万円であり、流動資産としての書籍在庫を考慮すると、赤字幅は620万に拡大する。収益面では前年度比で会費が500万、出版200万、セミナー600万がそれぞれ減少したこと、また、費用面では同じく人件費580万、会場費350万、旅費交通費200万がそれぞれ増加したことが赤字の要因である。個別にみると、相談室事業の収益は大半が内閣府委託の移行相談会によるものであり、もともと人件費の比率が高い。セミナーはこれまでの大規模セミナーから、より小規模な開催へのモデルチェンジを図っているが収支上は功を奏していない。また、収益の半分を占め、主な財源である会費は、会員数の伸びが平成20年度から鈍化し、23年度はマイナスになったことが大きな懸念材料である。現金預金も減少しており、この状態には危機感を抱いている。経費の節減とともに、新しい収益源の確立が重要課題である。

また、行政庁への定期提出はこの決算をもとに行うが、全体のバランスを考え、会費収益の配賦を従来の公益事業6:法人会計4から、同7:3に変えることが説明された。

次に、議長の求めに応じて中田監事より、監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答があった。

(鶴見評議員) 支援金をみると支出が収入を超過しているが、この差は公益法人協会による寄附、ということか。

(太田理事長) ご指摘のとおり、公益法人協会が161万円余を寄附している。その他22年度に寄付されたものもあり数字が超過した格好となっている。

(鶴見評議員) NGO関係者としての関心から、質問をもう一つ。2,400万円ほどの助成を50団体にされたとのことだが、助成に当たっては選考委員会等を開催され一定の判断基準により決定されたことと思う。アウトプットは2,400万円支出をしたということになるが、それについての寄附者への説明責任や一方、インパクトとしての助成成果はどのように捉えているか。

(太田理事長) 平均すると一件当たり50万前後の助成になるが、助成金の配分は、早期に支援活動を立ち上げている市民団体に対して、平成23年4月、5月、6

月、10月と比較的早い時期に、配分委員会での審査に基づいて当座に必要と思われる資金を提供し使い切った。緊急性を考慮し、あまり細かい審査や条件を付けることにはこだわらず、性善説に立って迅速性を旨として助成させてもらった。一方、寄附者に対する説明責任としては、すべての寄附者には5回にわたり配分報告を詳細に行っている。配分先の団体には最終報告を求めているが、今のところ残念ながら5団体からは報告がない。

(山岡評議員) 移行が完了すると退会する団体が多いということだが、特例民法法人のまま退会するところもあるようだ。この理由は何か。

(太田理事長) この4月に移行登記した法人が5,000以上あるが、実は移行認定・認可の答申自体はもっと以前に出ている。移行の目途がついた時点で退会を決断する、ということかと思う。また、当協会の名称も一因になっている。一般財団法人・一般社団法人に移行すれば、「公益法人協会」とは関係ないと思いつくところも多い。公益法人のみならず、民間公益活動を行う団体の支援をする、と説明しても、名前だけ見て誤解されてしまうところがある。

(山岡評議員) 会費は公法協の財政基盤であるはず。新しい会員像を作って、新たな会員獲得の方策を考えることが必要ではないか。

(太田理事長) まさしく至上命題である。移行法人は最大限2万4千、これ以上増えることはないが、今後は一つの方策として、新しく誕生する一般法人・公益法人に当協会の魅力を訴える。これは今後無限ともいえる数があるはず。移行法人の数は限られており、これからは既存の法人だけでなく、新しく誕生する法人に目を向けることも重要。そこへの働きかけが、中期計画の大きな課題になると思う。

(上野評議員) 内閣府主催のセミナーに支援活動を行っていると思うが、そこに参加した特例民法法人への入会勧誘は難しいのか。

(太田理事長) 内閣府という官と公益法人協会という民とのコラボレーション事業、移行相談会のことだと思うが、実際に相談会に参加して、その後公益法人協会に入会したのは10件未満だと思う。

(上野評議員) 一生懸命お世話をしても入会せず、収益につながらない。実際は移行後もいろいろ事務作業や手続があるはずだし、公法協本体の相談室は会員にならないと利用できないとか、何かハードルを作るべきではないか。

(太田理事長) 相談室は当協会の設立以来、長年に亘り公益の象徴ともいえる事業。非会員には3回目の面接相談から有料にしているが、相談に全く応じません、とはなかなか言えないのが実情である。例えばWebで、ここから先は会員のみといったやり方もあるのかもしれない。

(宮崎評議員) 安定財源のためには、会員の増強をシビアに検討しないと効果が上がらない。会員になれば、どういうメリットがあるか。普通・特別・賛助の会員カテゴリ別の増強を、それぞれ考えなければいけないのではないか。カテゴリごとの対策をしっかりと行うことが大切ではないか。

(太田理事長) おっしゃるとおり、まず会員と非会員の差別化、また会員の中でも、

普通・特別・賛助の3つのカテゴリの差別化、メリットの付け方を重要課題として検討しなくてはならないことだと思っている。

(鶴見評議員) 事業報告で、海外非営利団体との連携について話があったが、ぜひ他セクターとの連携を高めて欲しい。また、今年の12月IMFの総会が日本で開催されるがそのなかで、シビルソサエティ・フォーラムがあり、①防災、②保健衛生、③雇用の3テーマにより開催されるが、アドボカシーの機会でもあり、ぜひ公益法人協会もテーマを吟味し参加されることをお勧めしたい。

(太田理事長) 貴重な情報として、ぜひ参加を検討したい。

以上、第2号議案、第3号議案を審議の結果、両案とも原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

(報告事項)

① 第17回理事会の決議事項等について

理事長より、7日に開催された理事会の決議事項等について議案資料をもとに報告があった。報告によると、理事会では本評議員会と同じ①平成23年度事業報告並びに同附属明細書の承認、②同計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書の承認の他、③就業規則(及び有期契約職員就業規則)並びに給与規程の一部改定、④役員賠償責任保険への加入について審議が行われ、いずれも原案どおり決議された。③の就業規則の改定は職員本人の傷病による療養や家族の傷病看護に充てるための年次有休休暇積立制度を導入するものであり、給与規程の改定は、これまで法定の料率を上回っていた法定労働時間内の時間外勤務及び法定外休日勤務の手当につき、いずれも法定の料率に変更するものである。また、④は、言いがかり訴訟など不測の事態により当協会理事、監事及び評議員が費用を負担するリスクに備えるものである。以上であった。

② 平成24年度新規事業の進捗状況

理事長より、24年度の新規事業として「40周年記念シンポジウム」「同記念誌」「大震災関連事業」「市民のための非営利法人設立ハンドブック」「公益信託法改正提言」「認定法等改正要望」、「中期計画策定」など13の新規事業の進捗状況につき説明があった。

説明によると「公益法人協同災害支援プラットフォーム」は今後、大震災発生時に即時立ち上げ可能な公益法人支援協定を目指し、参加法人を選定中である。この事業は公益社団法人Civic Forceから全面協力の内意を得ている。上期に発行予定の『市民のための非営利法人設立ハンドブック』は、一般法人・公益法人と特定非営利活動法人・認定特定非営利活動法人の両方を比較解説するもので類書は見当たらない。また、「公益信託法改正提言」は、財団法人と並んで民間公益活動を推進する一方の輪でありながら、制度改革が遅れて取り残された感のある公益信託は、法制度の改正が不可欠である。制度改革の対応に忙殺され過去5、6年策定していなかった「中期計画策定計画」は、6月中に3か年計画大綱を決定、下期より年末

を目途に全員参加で策定作業に入る。以上であった。

③ 行政庁の動向及び認定・認可答申の状況

鈴木専務理事より、移行認定・認可の申請及び答申の状況について、資料をもとに報告があった。報告によると、移行認定又は認可の処分(答申)を受けた法人は本年3月末時点で全体の3割強にとどまり、申請済みの法人も4割であることから、24年度は移行申請の集中が想定される。また、本年4月1日に移行登記した法人は内閣府調べで5,435件、全体の22%超に上るが、このことは、移行登記日に関する要望が実を結んだ結果だと思っている。以上であった。

④ 内閣府委託相談会の実施状況

鈴木専務理事より、22年度、23年度に続いて内閣府委託相談会業務を落札したこと及び24年度の開催状況について報告があった。報告によると、24年度はすでに5月13日、31日、6月13日、25日の都合4回、開催した。いずれも東京開催で、地方開催は7月からになる。年間で22回開催するが、1回当たりの利用法人は前年度より減少すると思われる。以上であった。

⑤ 会員向け『役員賠償責任保険団体制度』の加入状況

金沢専務理事より、3月の理事会で実施することが承認された会員向け「役員賠償責任保険団体制度」について報告があった。報告によると、4月から募集を開始したが、第一次募集による加入が5件、二次募集は16件、三次募集は7件の加入申し込みがあった。四次募集(8月1日加入)以降についても、数法人の加入が確定している。特に公益財団法人からの申し込みが目立っている。同団体制度は、加入手続が個別契約より簡便で保険料もかなり低額である。損害賠償が非常に高額な米国では、賠償責任保険の加入は、理事就任を依頼する上で不可欠条件になっている。また、財団職員が役員を訴えるケースも増えていると聞く。以上であった。

⑥ 職務執行の状況

本年3月12日に開催した第7回評議員会以降の職務執行の状況につき、理事長より資料に基づき説明があった。

⑦ 役員等候補選出委員会の決議について

理事長より、24年度の「役員等候補選出委員会」を5月14日に開催したことが報告された。報告によると、当協会は理事・監事・評議員の選解任を評議員会で行うが、その前段階として、同委員会が候補者名簿を作り、評議員会にかけるという手続を定款で定めている。山本正理事がこの4月15日に逝去されたので、1名理事候補者の選出を検討するかどうかについて審議したが、同氏の代わりとなる人材は今すぐ見当たらないこと、また来年度は理事全員、評議員多数の改選を迎えるのでその時でよいと委員の意見が一致し、今回は補充見送りになった。以上であった。

報告事項の⑤に関して、次の発言があった。

(太田理事長) 米国の団体から、日本で大震災復興のための法人を設立したいとの趣旨の相談を受けたが、その際に賠償責任保険のことを聞かれた。国際分野の非営利団体はどのように対応しているのか。

(鶴見評議員) プラン・ジャパンの場合、国際本部として加入している保険と、日本法人が加入している保険の二本立て。5年前から積極的に利用している。役員だけでなく、外部接触が多いマネージャークラスの職員に対応した保険にも加入している。

(宮川理事) 損害保険会社に在職時、米国法人に勤務した経験があるが、担当業務の主体は賠償責任保険のクレーム処理であった。訴えられた場合、たとえそれが言いがかり訴訟であっても防御の為に弁護士を雇わなくてはならない。米国では訴訟費用は莫大になりやすいが、役員賠償責任保険は、ダイレクター(理事)が負担する弁護士費用が担保されるということが非常に大きなメリットである。

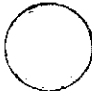
(金沢専務理事) 別団体にも類似制度があるが、訴訟費用は50万円までは自己負担。当協会の制度は免責がなく、個別の契約者によるオプションのニーズにも対応する点が優位性のひとつである。

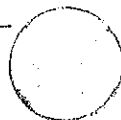
以上をもって議案の審議等を終了したので、15時55分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成24年7月6日

議長 山岡 義典 

議事録署名人 佐藤 孝安 

議事録署名人 原田 洋一 

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会
総務部総務担当課長 加藤 利文
総務部 松野亜希子